

京都市立芸術大学美術学部科目等履修生に関する規程

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学学則（以下「学則」という。）第39条及び第43条による美術学部科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格は、学則第18条に定める者とする。

2 科目等履修生の入学資格は、他大学等に在籍していない者とする。ただし、大学コンソーシアム京都単位互換協定に基づく提供科目については、短期大学専攻科に在籍している者も出願を許可するものとする。

(入学の出願)

第3条 科目等履修生志願には、科目等履修生願書、履歴書、最終学校の卒業又は修了証明書を提出しなければならない。

(入学選考)

第4条 科目等履修生の入学選考は、学力検査及び面接により教授会が行うものとする。

(修学年限等)

第5条 科目等履修生の修学年限は1年とし、引続き2年を超えて在学することはできない。

2 2年続けて在学する者は、改めて出願手続きをしなければならない。

(履修単位数及び科目)

第6条 履修可能な単位数は、1学年16単位までとする。

2 履修可能な科目は次のとおりとする。ただし、第3号及び第4号については本学の卒業生に限る。

- (1) 基礎講義科目
- (2) 特殊講義科目
- (3) 教職課程科目
- (4) 博物館学課程科目
- (5) その他本学において認められた科目

(単位の認定)

第7条 科目等履修生の単位認定については、本学美術学部履修規定第13条から第19条により認定する。

(その他)

第8条 科目等履修生に関して問題が生じた時は、教務委員会において協議する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。